

第124回社会保障審議会障害者部会

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会 発言要旨

令和3年12月13日(月) 15時から17時

資料 障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理

- 中間整理の取りまとめに向けて、種々の調整をいただいたことに感謝する。当会として、内容に賛成する。その上で、今回の中間整理で「引き続き検討する論点」とされた部分について、何点か意見させていただく。
- まず、行動障害のある人への支援については、最終的な取りまとめに向けて項目を立てて議論する機会を設けていただきたい。

特に強度行動障害を有する人への支援については、支援の困難性を整理いただいたところではあるが、具体的にどのような支援を展開すべきなのか、法制度やサービスの運用も含めての検討が不可欠と考える。P17で示された調査研究の結果を活かす事や、P35の入院中における医療機関での重度訪問介護の適切な対象拡大については、実態把握に基づいた議論が重要なため次回の検討時にはきちんと現状を検証して議論をしていただきたい。
- 一例として、重度障害者等包括支援は選択肢に入りうるところだが、あまりに利用者が少ないため国保連に請求を上げられない実態がある。他方で重度包括から重度訪問介護や行動援護を組み合わせることで地域生活を支える仕組みづくりに挑んでいる地域もあり、こうした実践を踏まえた議論を期待する。

特に行動障害が著しい場合には「とりあえず入所施設や精神病院」となりがちだが、国連の権利条約に照らし、どんなに重い障害でも本人の望まない暮らしが提供されてしまわないよう、地域での暮らしを支える仕組みの充実に向けた検討をお願いする。その点については、障害者権利条約の国連での日本の審査状況を障害者部会でも共有するべき。
- また、行動障害や医療的ケアなど手厚い支援が欠かせない人をグループホームで支えていくという観点からは、既存建物での対応は困難なことから施設整備の補助を厚くする必要がある。加えて、職員配置のあり方も、単に世話人の配置で対応するのではなく、専門性のある職員配置を義務付けた上で報酬を厚くするなどし、実践的な研修が整えられるよう人材育成の充実に向かう必要があると考える。

- 地域生活支援拠点の整備についても、行動障害や医療的ケアのある人が地域で暮らすことができる体制を目指すためにはコーディネーターの配置が重要であり、その対応を改めて強く希望する。

また、体制確保状況の着実な展開のためにも、コーディネーターの配置を含めたPDCAサイクルが展開していくよう段取りを整える必要がある。

以 上